

公 告

市有地売却について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北本市契約規則（平成9年規則第11号）第2条の規定に基づき公告する。

令和7年12月19日

北本市長 三 宮 幸 雄

1 入札対象の市有地（普通財産（土地））

物 件 番 号	所 在 地	地 目	地 積
			最 低 売 却 価 格
土地07 -01	北本市下石戸7丁目77 番、78番、79番、80 番、81番、82番		1,199 m ²
		山林	64,000,000 円

2 入札参加資格

この一般競争入札に参加することができる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（普通財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることについて、補助人に同意を得る必要がある者に限る。）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までのいずれかに該当する個人又は団体
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から起算して

3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人、使用人又は入札代理人として使用する者

ア 故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 市の実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正に利益を得るために連合した者

ウ 落札者が市との契約を締結すること又は契約者が市との契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

(6) 市税等の滞納者

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定された市の公有財産に関する事務に従事する市職員

3 入札案内書等の配布

令和7年12月19日（金）から令和8年1月26日（月）までの間の各日（ただし、北本市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）において北本市総務部総務課で配布するほか、北本市ホームページに掲載する。

4 入札参加申込の手続

入札参加を希望する者は、受付期間内に北本市総務部総務課に以下に示す提出書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月26日（月）までの各日 午前8時45分から午後4時30分まで

ただし、北本市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。また、郵送により提出する場合は、令和8年1月26日（月）午後4時30分までの必着とする。

(2) 提出書類

ア 北本市普通財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）

- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 委任状（様式第3号）（代表者等に委任する場合）
- エ 印鑑登録証明書（個人の場合）又は印鑑証明書（法人の場合）
- オ 住民票の写し（個人の場合）又は全部事項証明書（法人の場合）
- カ 在留及び署名証明書（申込者が国外に居住している場合）
- キ 居住及び署名証明書（日本国内に居住する外国人の場合）
- ※ 上記エからキまでについては、入札申込前3か月以内に発行されたものに限る。

5 入札保証金

北本市契約規則第4条の規定により、入札金額の100分の5以上の金額を令和8年2月10日（火）までに納付すること。

6 入札

本入札は郵便等入札であり、入札は郵送又は持参のみ受け付ける。

(1) 入札期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月10日（火）まで
(必着)

(2) 送付先

〒364-8633

北本市本町1-111

北本市役所総務部総務課 資産管理担当宛

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月13日（金）午後2時から
- (2) 場所 北本市役所 会議室3-B

8 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者が行った入札並びに北本市契約規則第13条及び入札案内書に規定する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

開札後、最低売却価格以上の価格を提示した者のうち、最高額を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

10 契約保証金

北本市契約規則第23条の規定により、契約金額の100分の10以上を令和8年2月25日（水）までに納付すること。

11 契約の締結

落札者は令和8年2月25日（水）午後3時までに契約を締結すること。

12 売買代金

市が発行する納入通知書により、令和8年3月27日（金）午後3時までに納付すること。

13 利用制限

落札した市有地を利用するに当たって、次に掲げる用に供し、貸付けし又は転売等をしてはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号、第3条並びに第4条に定める者が使用するための施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体が使用するための施設
- (4) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

1 4 違約金

買受人は、上記13の義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を北本市に支払わなくてはならない。

1 5 買戻しの特約及び解除

(1) 買戻しの特約

北本市は、買受人が上記13に反したときは、売買物件の買戻しをすることができるものとする。買戻しをすることができる期間は、契約締結の日から10年間とする。

(2) 買戻し特約の解除

買受人は、売買物件の所有権を売買により第三者に移転しようとするときは、当該第三者が上記13に反しないことを証する書類を添えて、甲に対し買戻し特約の解除の請求することができる。

北本市は、当該請求があった場合において、その内容を審査し、当該第三者が上記13に反しないと認めるときは、買戻し特約の期間満了前であっても、買戻しの特約を解除することができるものとする。

1 6 その他

この公告に定めるもののほか、この市有地売却に係る一般競争入札及び契約手続については、北本市契約規則、北本市普通財産売払事務取扱要綱（平成30年8月30日市長決裁）及び市有地売却一般競争入札案内書の定めるところによる。

1 7 問い合わせ先

北本市総務部総務課

電話（代表） 048-591-1111

（内線） 2231・2232・2233